

商店街の会員店舗の皆様、 新型コロナウイルス感染症の拡大予防に必要な 店舗改修や設備投資を支援します！

応募方法

「事前調査票(仮申請書)」を提出してください。(商店街の代表者の押印が必要です。)
提出方法や提出先、補助金の詳細については、以下のURLから募集要項をご覧ください。
<https://syoutengai-c.com/wp-content/uploads/2020/07/bosyuuyoukou.pdf>

◆事前調査票(仮申請書)の提出期間

令和2年7月14日(火)から7月30日(木)までに商店街創生センター又は所管の各
広域振興局に御郵送ください。(当日消印有効)

◆事前調査票(仮申請書)の入手方法

商店街創生センターHPからダウンロードするか、以下のお問い合わせ先にご連絡
ください。 <https://syoutengai-c.com/topics-article/kyoto-20200713/>

支援内容

<支援概要>

補助率 2/3以内 補助上限額 300万円
補助下限額 50万円

<支援対象者>

府内の商店街団体等の会員である中小企業者

①中小企業者

業種	常時使用する従業員の数	資本金又は出資額の総額
製造業・その他の業種	300人以下	又は 3億円以下
卸売業	100人以下	又は 1億円以下
小売業	50人以下	又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下	又は 5,000万円以下

②その他

病院(従業員300人以下)、NPO法人等

<支援対象期間>

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)

<支援対象経費> (消費税抜)

◆新型コロナウイルス感染症の拡大予防に必要な工事費、修繕費、備品購入費(店舗等に据え付けているもので1件10万円以上のものに限る)、システム導入費で、75万円以上の経費がかかるもの

◆令和2年4月1日から令和2年12月31日までに請求・支払い行為が完了するもの

